

## 国による地方公務員の給与削減を講ずる要請に対する意見書

平成25年度地方財政対策において、通常収支分の地方交付税については、前年度比2.2%減の1兆7千6百24億円（出口ベース）にとどまった。

今回の決定において、地方が強く訴えてきた一般財源総額確保の要請に応え、緊急防災・減災事業や地域の元気づくり事業の需要の積み上げが行われたことや、地方交付税の別枠加算が確保されたことなどは評価に値するものである。

しかし、緊急経済対策や大胆な「15ヵ月予算」の円滑かつ迅速な実行により、国と地方が協働して地域経済の活性化に取り組もうとしている一方で、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを前提として地方交付税の給与関係経費を削減したことは問題がある。

今回の措置は「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」との国と地方の共通認識からも問題であり、地方交付税の削減が財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けることになる。また、地方公務員給与の削減は、中小・地場産業で働く労働者にも影響し、地域経済の疲弊を深刻なものにするなど、「デフレ脱却」に逆行する一因となり得る。

国が地方公務員の給与削減を行うことは、地方分権の流れに一部逆行するものである。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定することにもなりかねない。

よって、政府においては、次の事項について実現するよう要望する。

- 1 国と地方の信頼関係を重視する立場から、地方公務員給与費に係る地方交付税などについては、地方との十分な協議を踏まえるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月26日

佐賀県唐津市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様  
財務大臣 麻生太郎様  
総務大臣 新藤義孝様  
内閣官房長官 菅義偉様